

一般国道の直轄区間の見直しに係る  
個別協議の状況に関する確認事項

国土交通省  
川崎市

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、国土交通省と川崎市双方において、

- ①一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を川崎市と協議すること

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況については、下記の通りです。

記

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

- ① 早期の移管が可能と見込まれるもの

該当なし

- ②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長 (km)	備考
409号	川崎市川崎区旭町	川崎市川崎区浮島	8	※別途条件有り
合計			8	

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

以上。

## 国道409号の権限移譲に係る条件等

## 1 国道409号の経緯

- 国家的プロジェクトである「東京湾アクアライン」と「高速湾岸線」との結節点として本市浮島地区が選定され、沿道受益者である神奈川県及び川崎市は、資金面（アクアライン）も含め事業協力を要請された。
- 川崎市は公害問題（環境対策）が課題となっており、アクアラインとの接続により、臨海部並びに川崎駅周辺部の環境の更なる悪化が懸念されたが、川崎縦貫道路の整備等を国が責任を持って行うことを条件に、市は協力に応じた。
- 市の協力を受け、主要地方道 川崎港が国道409号に昇格し、併せて浮島～国道15号が指定区間となる。
- 川崎縦貫道路のI期事業として国道357号（浮島）～国道15号（富士見）までの区間の事業に着手。
- 道路関係公団民営化の影響により、高速川崎縦貫線の大師JCT以西の整備が先送りになり、早期具体化の見通しが立っていない状況。
- 高速川崎縦貫線の大師JCT以西の整備先送りに伴い、当面の措置（国道409号街路先行整備等）については、国が責任を持って行う内容の方針が示されている。（平成17年8月25日 第10回川縦計画調整協議会）
- 羽田空港の再拡張・国際化を視野に入れた「神奈川口構想」の実現は、日本経済の再生にも重要であり、神奈川方面からの空港アクセスの改善に向けた「羽田連絡路」の整備手法については、東京都側も含め直轄による事業化をお願いしている。

## 2 現状

- 川崎縦貫道路の事業スキームは以下のとおり
  - ・I期事業高速部：首都高速道路公団
  - ・一般部：国道409号（県道⇒国道昇格、浮島～国道15号まで直轄区間）
- 大師JCTの横浜方向出入り口は、平成21年3月に供用予定。
- 殿町IC～大師JCT間の本線は平成22年度末に供用予定。

### 3 条件

#### ① 事業中箇所について

- ・ 高速川崎縦貫線及び国道409号について、国道15号まで整備を完了すること。

#### ② 事業計画について

- ・ 高速川崎縦貫線の国道15号以西から東名高速接続までの計画を具体化すること。なお、東京外かく環状道路との関連を整理すること。

#### ③ 羽田連絡路について

- ・ 直轄による整備を要望していることについて十分配慮すること。

#### ④ 財源措置及び人員確保について

- ・ 国においては交付金による対応を検討中とのことであるが、維持管理については、市が独自で柔軟に対応できる費用の仕組み（負担金や税源移譲など）や、人員の確保が必要である。